

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和2年6月29日
【発行者の名称】	株式会社STG
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 輝明
【本店の所在の場所】	大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2
【電話番号】	072-928-0212
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 白井 芳弘
【担当 J-Adviser の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称 株式会社証券保管振替機構 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社STG https://www.stgroup.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第36期	第37期	第38期
決算年月		平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
売上高	(千円)	2,114,132	2,403,164	2,446,387
経常利益	(千円)	131,128	198,397	188,262
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	85,499	155,722	159,545
包括利益	(千円)	55,643	152,020	169,306
純資産額	(千円)	255,834	407,855	826,111
総資産額	(千円)	1,482,130	1,585,760	1,887,254
1株当たり純資産額	(円)	335.83	535.38	985.34
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	—	—	15 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	112.23	204.41	194.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	189.23
自己資本比率	(%)	17.3	25.7	43.8
自己資本利益率	(%)	37.5	46.9	25.9
株価収益率	(倍)	—	—	16.7
配当性向	(%)	—	—	7.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	180,619	105,167	239,485
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△102,069	△50,951	△322,324
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	75,965	△16,100	150,745
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	442,655	484,801	560,739
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	215 (80)	236 (38)	234 (89)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は令和元年6月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、第36期、第37期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 第36期、第37期の株価収益率は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
5. 当社は、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第37期の期首から適用しており、第36期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

昭和50年11月	当社初代社長 佐藤武幸が創業。ホーニング加工（注1）開始
昭和51年4月	大阪府東大阪市の金属鑄造企業と取引を開始。アルミニウムダイカスト（注2）の仕上加工開始
昭和57年6月	有限会社三輝ブラストを資本金3,000千円で大阪市平野区に設立。本社大阪工場の新社屋竣工
平成7年5月	株式会社三輝ブラストに改組
平成10年8月	マグネシウム粉塵爆発対策として湿式集塵機を開発（特許第3481487号）。半年後に販売を開始
平成10年9月	マグネシウム製品の一貫生産を目的として三島工場を静岡県三島市に設置
平成12年6月	本社大阪工場にてISO-9001認証取得
平成15年3月	三島工場にてISO-9001認証取得
平成16年4月	ブラスト加工装置を開発（特許第4249079号）
平成16年8月	本社大阪工場を大阪府八尾市に移転
平成16年9月	三島工場を静岡県沼津市に移転
平成18年5月	三輝特殊技研（香港）有限公司（現連結子会社）設立。中国深圳工場操業開始
平成19年4月	株式会社サンケンを吸収合併
平成23年6月	マグネシウムの鑄造から加工の一貫生産を行っている株式会社T O S E I を子会社化し生産プロセスを拡大
平成23年9月	タイ国アユタヤ県サハラタナナコン工業団地にてSANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED（現連結子会社）を設立
平成23年12月	三輝特殊技研（香港）有限公司が100%出資し、深圳市參輝精密五金有限公司（現連結子会社）を設立
平成24年5月	タイ工場操業開始
平成26年8月	全拠点にてISO-9001認証取得
平成27年4月	株式会社T O S E I を吸収合併し、株式会社S T Gに商号変更
平成29年2月	「バレルック」ブラスト装置 実用新案（第3208678号）登録
令和元年6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

- (注) 1. 主として精密仕上げに用いる研削法。円柱状の回転工具側面に直方体の砥石を数個取り付け付けたホーンと呼ぶ工具を用いて穴の内面を精密にみがく。
2. 金型鑄造法のひとつで、金型に溶融した金属を圧入することにより、高い寸法精度の鑄物を短時間に大量に生産する鑄造方式。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、マグネシウム合金を中心とした、金型の設計、金属部品の casting、機械加工、仕上げ、化成処理までをワンストップで行う事業を展開しております。現在主力とする電子機器部品製造の事業領域を自動車部品など、大規模マーケットへと拡大し、これまで培った「精密成型」技術力をもとに、国内市場から世界市場への展開を目指しております。

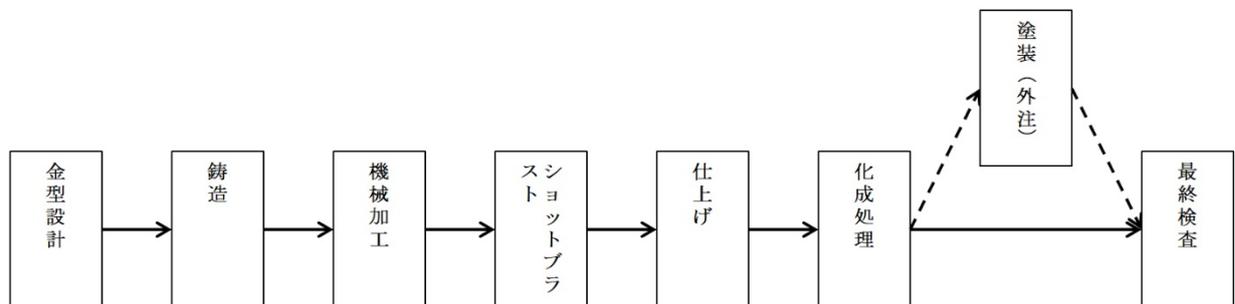
当社グループは、当社及び連結子会社3社（三輝特殊技研（香港）有限公司、深圳市参輝精密五金有限公司、SANKI EASTERN（THAILAND）COMPANY LIMITED）により構成されております。なお、当社グループは、金属部品 casting 及び加工事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

（金属部品 casting 及び加工事業）

金属部品 casting 及び加工事業の主力製品は、プロジェクター、高級一眼レフカメラ、自動車、コピー機、医療機器等のマグネシウム合金を中心とした金属部品であります。製品の特長といたしましては、軽量、薄肉高強度、放熱性良、電磁シールド性良等で、持ち運びや環境負荷の低減等で需要が見込まれる市場がターゲットとなります。

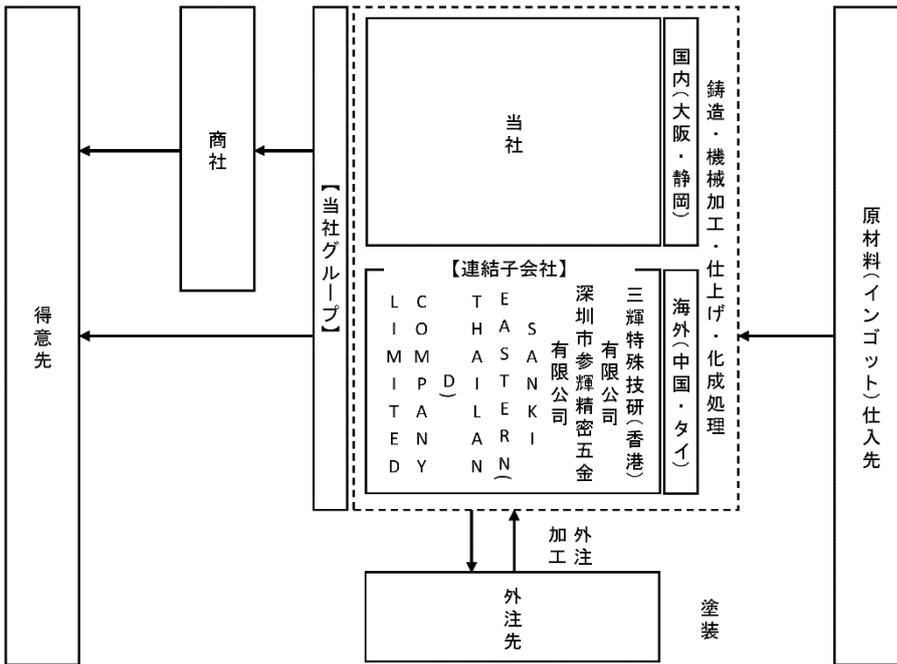
（製造工程）

金属部品 casting 及び加工事業の製造工程は次のとおりであります。



- ① 金型設計 …… 2D・3D CADを用いて casting の基となる、金型の設計を行います。
- ② 鋳造 …… ダイカスト法という成型法を用いて、金型に溶かした金属を射出して製造品を製造します。主な金属はアルミニウムとマグネシウムです。
- ③ 機械加工 …… マシニングセンタを使用した高精度の切削加工を行います。
- ④ ショットブラスト …… ショットブラスト機を使用して成型品のバリを落とします。
- ⑤ 仕上げ …… ヤスリやエアーツールを使用して手作業で表面仕上げを行います。
- ⑥ 化成処理 …… 金属の腐食を防ぐ防食や塗装の下地加工を行います。
- ⑦ 最終検査 …… 各工程間でも検査を行います。三次元測定機を用いた精密な検査など完成品として入庫前に最終検査を行います。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 三輝特殊技研(香港)有限公司(注)2、3	中国・香港 金鐘道	2,392千HKD	各種金属製品 販売	100.00	当社との製商品の売買 取締役の兼任
深圳市参輝精密五金有限公司(注)2	中国広東省深圳市	8,000千RMB	各種金属表面 加工	100.00 (100.00)	三輝特殊技研(香港)有限公司が100%出資する、当社の連結子会社(孫会社)であります。 取締役の兼任
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED(注)2、3	タイ・ アユタヤ	70,000千THB	マグネシウム 成型品の製造 販売	70.00 (5.00)	当社との商製品の売買 取締役の兼任

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 三輝特殊技研(香港)有限公司、SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDは、令和2年3月期連結会計年度において売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。また、SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDは債務超過の状況にあります。

主要な損益情報等(日本基準)

三輝特殊技研(香港)有限公司

(1) 売上高	658百万円
(2) 経常利益	95百万円
(3) 当期純利益	95百万円
(4) 純資産額	260百万円
(5) 総資産額	361百万円

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED

(1) 売上高	806百万円
(2) 経常利益	110百万円
(3) 当期純利益	134百万円
(4) 純資産額	△62百万円
(5) 総資産額	677百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和2年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
金属部品製造及び加工事業	223 (87)
全社 (共通)	11 (2)
合計	234 (89)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 当社グループの事業は、金属部品製造及び加工事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。なお、全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

令和2年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
62(5)	40.3	7.9	3,592,802

セグメントの名称	従業員数 (人)
金属部品製造及び加工事業	51 (3)
全社 (共通)	11 (2)
合計	62 (5)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、金属部品製造及び加工事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。なお、全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、中国を含むアジア新興国の景気下振れリスクが高まり、需要が伸び悩みました。また、我が国では、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、米中貿易摩擦の長期化が製造業を中心とした企業収益に悪影響を及ぼし、さらに消費増税に加え、新型コロナウイルスの影響により、景気の悪化は避けられない状況となりました。

このような中、当社グループの主力事業であるマグネシウムダイカストは、様々な分野で軽量化を求められる時代の流れや、剛性や振動吸収性に優れた特性を持つことなどに注目が集まり、自動車部品やカメラ関連部品を中心に需要の拡大が見られました。しかしながら、国内外の景気悪化の影響等により、需要の伸びに陰りが見え始めております。

これらの環境を踏まえ、当社グループは、中国・タイの両海外拠点が更なる生産体制の増強を図り、海外の需要を積極的に取り込み、今後の事業拡大に邁進してまいります。なお、当社は令和元年6月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場し、設備投資のための資金を調達いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,446百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は186百万円（前年同期比0.1%増）、経常利益は188百万円（前年同期比5.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は159百万円（前年同期比2.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ75百万円増加し、560百万円（前連結会計年度比15.7%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、239百万円の収入（前連結会計年度は105百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益184百万円、減価償却費103百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、322百万円の支出（前連結会計年度は50百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出264百万円、保険積立金の積立による支出53百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、150百万円の収入（前連結会計年度は16百万円の支出）となりました。これは主に、株式の発行による収入248百万円、長期借入金の返済による支出117百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、金属部品 casting 及び加工事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	前年同期比 (%)
金属部品 casting 及び加工事業 (千円)	1,752,446	101.5
合計 (千円)	1,752,446	101.5

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、主要顧客から年間予定を受領し、年間計画を作成しております。このため、受注実績の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社グループは、金属部品鑄造及び加工事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	前年同期比 (%)
金属部品鑄造及び加工事業 (千円)	2,446,387	101.8
合計 (千円)	2,446,387	101.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
CBC (株)	826,606	34.4	999,305	40.8
甲信工業 (株)	611,502	25.5	596,199	24.4

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(1) 資金調達の多様化

当社グループの資金調達は、現在、ベンチャーキャピタルからの出資及び金融機関からの借入に限定されております。電気自動車等に代表される軽量化の波が大きく、またマグネシウムダイカストへの期待が大きいほど、競合する相手は資金調達能力が高い海外部品メーカーとなります。このため、資金調達の多様化を早急に図ることは今後の成長戦略を描くうえで、喫緊の課題であります。

(2) 社会的信用・知名度の向上

当社グループは最終製品を製造するメーカーから見て、2次下請けになることが多々あります。国内でマグネシウムダイカストを扱うメーカーが非常に少数であるため、技術的にマグネシウムダイカストを利用したいメーカーはたくさんあると思われそうですが、一中小企業であることが障壁になっていることがないとは言えない状態です。このため、公開企業となり、健全性をアピールしたいと考えています。

(3) 優秀な人材の確保

企業の成長には、人材は必須です。しかしながら、中小企業を取り巻く採用環境は非常に厳しいものがあります。ものづくりをしたいと考えていただける人材に、当社グループを知っていただきたいという想いが強くあります。

(4) 経営基盤の充実強化

経営基盤の充実強化には、ヒト・モノ・カネが欠かせません。また、コーポレート・ガバナンスが十分に機能している組織、ステークホルダーに対する充実した情報開示、コンプライアンスを徹底的に意識した経営など、当然にあるべき姿が根付くための体制の充実・持続を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

① 市場環境について

当社グループは、各種製品軽量化を主眼においた金属製品 casting 及び加工を行っております。各メーカーにはそれぞれの開発サイクルがあり、特に精密機器メーカーにおける開発予算の圧縮、開発スケジュールの変更やモデルチェンジサイクルの変化等の影響を受ける可能性があります。

② 特定分野への依存について

当社グループは、精密機器分野の受注が多く、複数の顧客と取引を行うことでリスク分散を図っておりますが、感染症等による影響により、当該分野の景気が悪化した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

③ 顧客の財務状況について

当社グループは、顧客について信用調査をした上で取引を行っておりますが、係る調査が効果的ではない可能性があり、事業環境の変化等により、当社の顧客が支払不能、倒産等に陥った場合、係る顧客から売掛債権を回収できず、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

④ 法的規制について

当社グループの事業においては、製造物責任法等の各種法令やガイドライン等による規制を受けております。こうした法令の制定や改正等、当社グループの事業に関する事項が規制を受けた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑤ 為替変動について

当社グループは、関係会社を通じて、グローバルに原材料の調達及び製品の供給を行い事業を展開しております。当社グループは連結財務諸表を作成するにあたり、在外子会社の財務諸表を円貨に換算する必要があるため、当該子会社の財務諸表の各項目は、換算時の為替レートの変動の影響を受けます。過去の為替レートと比較し、円高となる場合には、円換算額が表面上減少することになります。

また、為替レートの変動は、外貨建てで取引されている原材料、製品の販売価格等にも影響を与える可能性があります。

⑥ 海外事業展開について

当社グループは、アジアを中心に海外事業展開をしております。海外においては、政治、経済情勢の変化、関税（貿易協定や環太平洋パートナーシップ（TPP）協定）等の国際取引情勢の変化、予期しえない法規制の変更、自然災害、テロ、戦争、伝染病の流行等による社会的又は経済的な混乱、労働賃金のコストアップ、慣習等に起因する予測不可能な事態の発生等、それぞれの国や地域固有のリスクが存在します。係るリスクに関して、当社グループでは仕入先の拡充・販路の拡大等によりリスク分散を行っておりますが、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスク

① 特定経営者への依存について

当社の代表取締役である佐藤輝明は、当社の経営方針や戦略の決定をはじめ、営業、製造技術の各方面の事業推進において重要な役割を果たしており、その決定により当社の事業が左右される可能性があります。当社グループでは、過度に特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループでの業務執行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社グループは、事業の拡大に応じて従業員の育成や採用を行っております。しかしながら、当該施策が適時適切に進行しなかった場合、もしくは業務執行上重要な役割を担う役職者が予期せず退社した場合、当社グループの

事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を図る多様な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

④ 特定の仕入先で依存度の高い取引について

当社グループの金属部品鋳造及び加工事業における原材料は、その大半を小野田森村マグネシウム株式会社及び日本マテリアル株式会社から仕入れており、関係は良好であると認識しております。しかしながら、両社との取引が何らかの事情で継続できなくなった場合、一時的な混乱が生じ、事業の効率的な運営に悪影響が生ずる可能性があります。

⑤ 機密保持について

当社グループは、事業の性格上、新製品開発に関する顧客の機密情報を取り扱う機会が多いことから、機密保持を経営上の最重要課題と認識しております。ハードとソフトの両面から総合的な管理を行うとともに、定期的な社内教育の実施により当社グループの機密保持レベルの向上に努めております。しかしながら、不測の事態により、万一、機密情報が外部へ漏洩するようなこととなった場合、当社グループの信用失墜に伴う受注の減少や損害賠償による費用の発生等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 製品の品質について

当社グループは、品質管理活動に継続的に取り組んでおります。また、当社グループの過失により製造物の欠陥が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入しております。しかしながら、製造物の欠陥が生じた場合は、損害賠償による多額の費用発生や社会的信用の低下により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑦ 工場環境整備について

当社グループは、廃棄物削減、地球温暖化や大気汚染防止、有害物質の処理等に関して様々な環境規制の適用を受けております。当社グループは、環境整備活動を重要な方針の一つとして掲げ、工場環境整備を進めております。しかしながら、自然災害や事故により不測の環境汚染が生じる場合、当社グループが現在稼働させている工場用地等において汚染物質が発見された場合、新たな環境規制の施行によって多額の費用が発生した場合、環境規制を遵守できない場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑧ 工場における火災等について

当社グループは、原材料の保管を厳格に行い、それに起因する火災等の発生を防止する体制を整備しております。しかしながら、取り扱う原材料の特性から火災等が万一発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑨ 工場の安全対策について

当社グループの事業においては、切断用機械等、従業員の作業上、危険を伴う設備を数多く保有しております。従業員の安全を守るための作業上の基準を設けておりますが、不慮の事故等が発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 自然災害、事故災害、感染症等に関するリスク

当社グループでは、主要工場の操業停止の影響を最小限にするため、生産拠点を分散するとともに、全拠点において一定規模の災害を想定して建物、機械装置等の安全性確保、各種防災機器の設置等の施策を講じておりますが、想定を超える大規模な災害や感染症の流行等が発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(4) その他のリスク

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する役職員の意欲

を高めることを目的として、ストックオプション（新株予約権）を発行しております。本発行者情報公表日現在、新株予約権による潜在株式総数は51,000株であり、発行済株式総数838,400株の6.08%に相当します。今後、これらの新株予約権が行使された場合、当社グループの1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

② 配当政策について

当社は、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。今後も、内部留保を積み上げ、将来的な経営成績及び財政状態を勘案しながら、継続的な株主への剰余金の配当を目指していく方針であります。

③ 資金使途について

特定投資家向け取得勧誘による調達資金の使途については、製造設備の拡充等に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する経営環境により当初の計画に沿って資金を充当したとしても、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

④ 固定資産の減損について

当社グループは、工場建物、生産用の機械装置等の固定資産及びソフトウェア資産を保有しております。固定資産の貸借対照表計上額につきましては、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積りに基づく残存価額の回収可能性を定期的に評価しております。しかしながら、競合やその他の理由によって事業収益性が低下し、当該資産が十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合、減損の認識が必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日現在において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

< J-Adviser 契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 1 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたことと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部

として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出席者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(前項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑮全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑰その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、本項に記載した将来や想定に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

将来や想定に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

(1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用する重要な会計方針については、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において用いられる見積りにより、当社グループの連結財務諸表に大きな影響を及ぼします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による会計上の見積りへの影響については、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(追加情報)」に記載しております。

a. たな卸資産の評価

当社グループは、たな卸資産を取得原価で測定しておりますが、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留するたな卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味売却価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

b. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき、認められる額を計上しております。当社グループは、繰延税金資産の計上にあたり、今後の事業計画及び将来減算（加算）一時差異の解消スケジュール等を基にいわゆるタックス・プランニングを検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果将来実現が困難と判断される繰延税金資産については、評価性引当額を計上しております。将来の業績及び課税所得実績の変動により、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

c. 固定資産の減損

当社グループは、収益性の低下や時価の下落といった兆候の見られる固定資産につきましては、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて減損処理を実施しております。

将来の収益性の低下や時価の下落等により、これら固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

d. 有価証券の減損

当社グループは、関係強化のための政策投資を目的として株式を保有しております。時価が取得価額に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、合理的な基準に基づく減損処理を行うこととしております。時価のあるものにつきましては期末時価が帳簿価額を50%以上下回った場合に、減損処理を実施しております。また時価の下落が30%超50%以下の場合、過去1年間に一度でも30%未満に回復していない株式に限り、期末時価に基づいて減損処理を実施しております。投資先の業績や株式市場の動向によりこれら投資の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ67百万円増加し、1,160百万円となりました。

これは主に、「現金及び預金」が75百万円、「受取手形及び売掛金」が58百万円増加し、「電子記録債権」が30百万円、「仕掛品」が43百万円減少したことによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ234百万円増加し、726百万円となりました。これは主に、「有形固定資産」が169百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ107百万円増加し、894百万円となりました。これは主に、「短期借入金」が35百万円、「1年内返済予定の長期借入金」が92百万円増加したことによるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ224百万円減少し、166百万円となりました。これは主に、「長期借入金」が209百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度における純資産は、前連結会計年度末に比べ418百万円増加し、826百万円となりました。これは主に、「親会社株主に帰属する当期純利益」を159百万円計上したこと、また増資に伴い「資本金」が124百万円、「資本剰余金」が124百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産能力の増強などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。当社グループの設備投資の総額は264,072千円で、その主なものは次のとおりであります。

静岡工場 検査測定機、貯蔵タンク 18,499千円

中国工場 鋳造機、CNC機械、測定機等の機械装置 54,220千円

タイ工場 検査測定機 28,650千円

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、金属部品鋳造及び加工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

令和2年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
大阪本社・工場 (大阪府八尾市)	金属製品加工 設備	28,148	40,944	— (—) [991.74]	10,174	79,266	28 (2)
静岡工場 (静岡県伊豆市)	金属製品生産 加工設備	33,080	26,980	16,601 (6,909.68)	467	77,129	34 (3)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計額であります。

3. 土地の一部を賃借しております。年間賃借料は15,313千円であります。なお、賃借している土地の面積は〔 〕で外書きしております。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含みます。)を外書しております。

(2) 在外子会社

令和2年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	その他	合計	
深圳市参輝精密 五金有限公司	(中国広東 省)	金属表面加工 設備	—	82,174	246	82,421	49 (0)
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	(タイ・アユ タヤ)	マグネシウム 成型品製造設 備	38,182	236,400	88,409	362,992	123 (84)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計額であります。

3. 従業員数は、正社員(グループ内から子会社への出向者を含み、子会社からグループ内への出向者を除く。)総数であり、従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
発行者	大阪本社 (大阪府 八尾市)	全社 共通	会計システム及 び生産・販売統合 システムの導入	14.6	6.7	自己資金 (注) 3	令和2年 2月	令和3年 3月	(注) 2
在外子 会社	タイ子会社 (タイ・ アユタヤ)	金属部 品 鑄造 及び加 工	マシニングセン タ・成型機・検査 測定機他周辺機 器	76.1	76.1	タイ子会 社の自己 資金及び 現地借入 金	令和元年 9月	令和2年 6月	生産能 力 10 % 増
	タイ子会社 (タイ・ アユタヤ)	金属部 品 鑄造 及び加 工	ダイカストマシ ン他周辺機器	81.6	—	タイ子会 社の自己 資金及び 現地借入 金	令和2年 10月	令和2年 10月	
	中国子会社 (中国 広東省 深圳市)	金属部 品 鑄造 及び加 工	鑄造機、CNC機械 等の機械装置	78.8	54.2	自己資金 (注) 3	令和元年 9月	令和2年 7月	生産能 力 10 ~ 15%増

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難であるため、記載を省略しております。

3. 令和元年6月26日の東京証券取引所 TOKYO PRO Marketの上場に際し、調達した資金を充当いたします。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (令和2年3月31日)	公表日現在発行数(株) (令和2年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,047,200	2,208,800	838,400	838,400	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,047,200	2,208,800	838,400	838,400	—	—

- (注) 1. 令和元年5月20日開催の取締役会において、ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行を決議し、令和元年6月25日に払込が完了いたしました。これにより、当連結会計年度末現在の発行数は76,600株増加し、838,400株となっております。
2. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式51,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成28年4月1日 臨時株主総会及び取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (令和2年3月31日)	公表日の前月末現在 (令和2年5月31日)
新株予約権の数(個)	510	510
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000(注)1、5	51,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)2、5	1,800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成30年4月2日 至令和8年4月1日	自平成30年4月2日 至令和8年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注)5	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「募集株式発行前の株価」を「処分前の株価」

に、それぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ② 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- ③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- ④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- ⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年8月10日開催の取締役会決議により、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成30年7月31日 (注) 1	—	7,618	△134,432	70,587	△180,020	—
平成30年9月5日 (注) 2	754,182	761,800	—	70,587	—	—
令和元年6月26日 (注) 3	76,600	838,400	124,475	195,062	124,475	124,475

(注) 1. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額の一部、資本準備金及び利益準備金の額の全額を減少させ、資本金及び資本準備金についてはその他資本剰余金に、利益準備金については繰越利益剰余金に、それぞれ減少する額の全額を振り替えたものであります。

2. 株式分割(1:100)によるものであります。

3. ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行

発行価格 3,250円

資本組入額 1,625円

割当先 法人15社 個人1名

(6) 【所有者別状況】

令和2年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	17	—	1	14	33	—
所有株式数 （単元）	—	92	—	675	—	100	7,517	8,384	—
所有株式数 の割合（%）	—	1.10	—	8.05	—	1.19	89.66	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

令和2年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 輝明	大阪府堺市北区	264,000	31.48
TNP中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜3-6-1	119,300	14.22
佐藤 武幸	大阪府八尾市	83,400	9.94
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋2-3-4	70,000	8.34
KSP3号投資事業有限責任組合	神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1	44,700	5.33
兼光 喜彦	大阪府八尾市	40,000	4.77
ごうぎんキャピタル3号投資事業有限責任組合	島根県松江市白潟本町71番地	40,000	4.77
森田 泰成	静岡県伊東市	34,000	4.05
島根産業活性化投資事業有限責任組合	島根県松江市白潟本町71番地	23,200	2.76
KSP4号投資事業有限責任組合	神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1	20,000	2.38
計	—	738,600	88.10

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 838,400	8,384	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	838,400	—	—
総株主の議決権	—	8,384	—

(注) 平成31年4月1日開催の臨時株主総会決議により、平成31年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権

決議年月日	平成28年4月1日（臨時株主総会及び取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、当社従業員 21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員21名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は期末配当、中間配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり15円としております。

今後につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を優先的に確保しつつ、毎期の利益水準を勘案した上で、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、株式分割、株主優待制度等による利益還元についても今後検討を行ってまいります。

なお、当社は定款において、取締役会の決議により、毎年9月末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
令和2年6月26日 定時株主総会決議	12,576	15

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
最高(円)	—	—	3,250
最低(円)	—	—	3,245

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は、令和元年6月26日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和元年10月	11月	12月	令和2年1月	2月	3月
最高(円)	3,245	—	—	—	—	—
最低(円)	3,245	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 令和元年11月から令和2年3月までは、売買実績がありません。

5【役員の状況】

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	佐藤 輝明	昭和41年10月24日生	平成元年4月 株式会社日通商事入社 平成6年4月 有限会社三輝プラスト(現当社)入社 平成11年6月 株式会社三輝プラスト(現当社)取締役 就任 平成18年5月 三輝特殊技研(香港)有限公司設立に伴い同社董事長 就任(現任) 平成19年4月 株式会社三輝プラスト(現当社)取締役専務 就任 平成21年4月 当社 代表取締役社長 就任(現任) 平成23年9月 SANKI EASTERN(THAILAND)COMPANY LIMITED 代表取締役 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	264,000
専務取締役	—	森田 泰成	昭和46年3月27日生	平成5年4月 株式会社TOSEI 入社(注)1 平成19年10月 同社 取締役 就任 平成21年3月 同社 専務取締役 就任 平成23年9月 SANKI EASTERN(THAILAND)COMPANY LIMITED取締役 就任(現任) 平成27年4月 当社 専務取締役 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	34,000
常務取締役	—	林 忠徳	昭和47年7月8日生	平成9年4月 株式会社三輝プラスト(現当社)入社 平成18年6月 三輝特殊技研(香港)有限公司 工場長 平成20年4月 同社 総経理 平成23年9月 SANKI EASTERN(THAILAND)COMPANY LIMITED取締役 就任(現任) 平成23年12月 深圳市參輝精密五金有限公司 代表人 就任(現任) 平成27年4月 当社 常務取締役 就任(現任) 平成28年2月 三輝特殊技研(香港)有限公司 董事 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	7,000
常務取締役	—	白井 芳弘	昭和40年9月18日生	平成元年4月 株式会社紀陽銀行 入行 平成19年1月 同行 経営企画部部長代理 平成24年4月 同行 熊取支店長 平成25年7月 同行 羽倉崎-日根野連合店統括支店長 平成26年10月 同行 東京支店副支店長 平成27年4月 阪和信用保証株式会社へ出向 平成29年4月 当社へ出向 管理本部長 平成30年6月 当社 常務取締役 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	—
取締役	—	佐々木 智一	昭和47年1月24日生	平成6年4月 長瀬産業株式会社 入社 平成12年4月 佐々木化学薬品株式会社 入社 平成18年10月 同社 代表取締役就任(現任) 平成27年6月 当社 取締役 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	—

常勤監査役	—	平井 洋行	昭和26年 3月19日生	昭和48年4月 日本鉱業株式会社 入社 平成13年7月 タツタ電線株式会社に出向 平成14年4月 同社へ転籍 執行役員 就任 平成16年6月 同社 取締役 就任 平成18年2月 大阪地方裁判所労働審判員 (現任) 平成18年6月 同社 取締役常務執行役員 就任 平成19年6月 同社 常務取締役執行役員 就任 平成22年6月 同社 専務取締役執行役員 就任 平成23年6月 同社 常勤監査役 就任 平成26年3月 大阪府労働委員会使用者委員 (現任) 平成28年6月 当社 常勤監査役 就任 (現任)	(注) 5	(注) 6	—
監査役	—	島谷 通敬	昭和27年 9月7日生	昭和50年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成15年1月 株式会社UFJキャピタル (現三菱UFJキャピタル株式会社) 転籍 平成17年1月 エスピーエスを個人創業 平成17年2月 株式会社クロムサイズ常勤監査役 就任 平成17年8月 株式会社クロスバイオテック取締 役 就任 平成18年7月 株式会社アトラック取締役 就任 (現任) 平成19年6月 株式会社エヌ・エル・エヌ監査役 就任 平成20年3月 株式会社ボラリスR x 常勤監査役 就任 平成20年6月 株式会社日本ベネフィットマネジ メント 監査役 就任 平成21年4月 マゼランシステムズジャパン株式 会社 監査役 就任 平成21年7月 株式会社J o k e y G e n e 監 査 役 就 任 平成23年6月 株式会社カサタニ監査役 就任 平成23年8月 株式会社GMJ 取締役 就任 平成28年6月 当社 監査役 就任 (現任) 平成30年6月 株式会社クロスウェル 監査役 就任 (現任)	(注) 5	(注) 6	—
監査役	—	大貫 篤志	昭和43年 9月7日生	平成2年10月 有限責任監査法人トーマツ 入社 平成13年1月 株式会社TNPパートナーズ入社 平成15年1月 シコー株式会社 出向 同社 取 締 役 就 任 平成16年3月 株式会社TNPパートナーズ退社 シコー株式会社 常務取締役管理 部長就任 平成18年6月 株式会社ユビキタスAIコーポレ ーション 監査役就任 平成20年2月 大貫篤志税理士事務所開業 平成21年9月 税理士法人E&M設立 代表社員 (現任) 平成22年9月 株式会社TNPパートナーズ 監 査 役 就 任 (現任) 平成26年10月 株式会社ルネッサンス 監査役 (現 任) 平成30年4月 筑波精工株式会社 社長室長 (現 任) 平成30年4月 株式会社PM&C 代表取締役 (現 任) 平成31年4月 当社 監査役 就任 (現任) 令和元年5月 Neoprecision therapeutics株式会 社 監査役 (現任) 令和2年1月 株式会社芝浦パートナーズ 代表取 締 役 (現任)	(注) 5	(注) 6	—
計							305,000

- (注) 1. 略歴中に記載されている株式会社T O S E Iは、平成27年4月に当社と合併しており、同時に商号を株式会社三輝プラストから株式会社S T Gに変更いたしました。「第一部 企業情報 第2 企業の概況 2 沿革」をご参照下さい。
2. 取締役 佐々木 智一は、社外取締役であります。
 3. 監査役 島谷 通敬、大貫 篤志は、社外監査役であります。
 4. 取締役の任期は、令和2年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 監査役の任期は、平成31年4月1日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 6. 令和2年3月期における役員報酬の総額は70,164千円を支給しております。
 7. 監査役 片上強は、令和元年7月25日をもって、監査役を退任いたしました。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、企業価値が認められ継続的かつ安定した成長を続けていくために、株主重視の経営を基本方針とし、従来から取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指す一方で、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして捉え、経営環境の変化に対応すべく、経営の効率化・意思決定の迅速化や経営監督機能を充実するための各種施策に取り組んでおります。

① 企業統治の体制

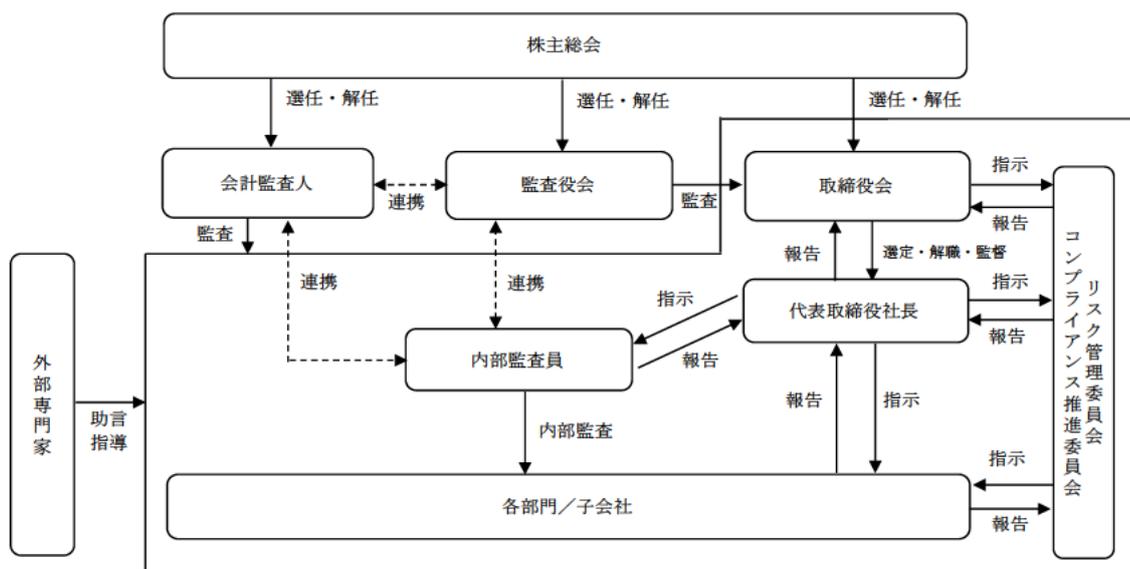
a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、取締役5名（内、社外取締役1名）で構成されております。定時取締役会は原則毎月1回開催しており、監査役3名も出席し取締役の業務執行を監視しております。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

監査役会は監査役3名（内、社外監査役2名）によって構成されております。監査役は監査役会を原則毎月1回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

b. 会社の機関・内部統制の模式図



c. 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備」並びに「その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、平成30年6月開催の取締役会において、内部統制システムに関する社内ガイドライン「内部統制の構築に関する基本方針について」を決議いたしました。

当社の「内部統制システムの構築に関する基本方針」の内容は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社及び当社子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業行動指針」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」及び「リスク管理委員会」を設置する他、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。

- (2) 当社の従業員等は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合などには、速やかに報告・相談を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
 - (3) 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
 - (4) 代表取締役社長直轄である内部監査員は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
 - (5) 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等の適合性を確保する。
 - (6) 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (1) 当社は業務上取り扱う情報について、「秘密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
 - (2) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
 - (3) 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク・マネジメントを重視した経営を行う上で、リスク・マネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
 - (2) 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
 - (3) 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「防災管理規程」「防火管理規程」に則り、管理及び対策を行う。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続きについて定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
 - (2) 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
 - (3) 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
 - (4) 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、これを効率的に内部統制を進める手段として活用する。
 - (5) 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
 - (6) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査員が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社各社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
 - (2) 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
 - (3) 子会社の取締役は、定期的子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り、親子会社間での適正な取引に努める。
 - (4) 当社の内部監査員は、子会社の内部監査を定期的に行う。
 - (5) 当社の関係部門は、子会社の業務運営について積極的に協力し、体制整備の指導を行う。
 6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - (2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使

用人の取締役からの独立を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
- (2) 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
- (3) 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査員及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

d. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスクの発生をできる限り防止するために、重要事項についての適法性等に関しては、顧問弁護士からは法的な助言を受け、監査法人からは任意監査及びそれに付随するアドバイスを受けております。なお、当社は、法令の遵守並びに企業の社会的責任達成のため、コンプライアンス管理体制を構築しており、リスク管理委員会・コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、リスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定しております。また、当社グループにおけるコンプライアンスにかかる通報機能及び相談機能を強化するため、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報体制を構築し、また当該通報を行った者に対して不利な取扱いを行う事を禁止しております。

② 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査につきましては、社長直轄として内部監査員を配置しており、現在、当社社員1名で運営しております。内部監査員は、内部監査規程に基づき、毎期監査計画を策定し、その監査計画に従って、業務監査及び会計監査を実施するとともに、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。また、必要に応じて監査役・監査法人との連携を図り、効率的な監査の実施に努めております。

また、監査役監査につきましては、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で実施しております。その状況につきましては、「① 企業統治の体制 a. 企業統治の体制の概要」に記載しております。

③ 会計監査の状況

会計監査は、EY新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な会計監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い、適正な会計処理に努めております。

継続監査期間 3年間

業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

指有限責任社員 業務執行社員 栗原裕幸

指有限責任社員 業務執行社員 中尾志都

(注) 継続監査年数は7年を超えておりません。

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、会計士試験合格者3名、その他3名であります。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外より取締役1名を選任することで客観的見地から取締役会の業務遂行に対する監視機能を強化しており、社外取締役佐々木智一氏は長年の企業経営実務経験から、企業経営に関する豊富な知見を有しております。尚、佐々木智一氏と当社との間に資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の島谷通敬氏及び大貫篤志氏は当社との間に資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。2名は、長年の企業経営や監査実務の経験から培われた優れた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かすとともに、公平・中立な立場から経営を監査・監督していただくため、社外監査役として選任しております。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、候補者の経験及び当社との取引関係その他の利害関係の有無等を考慮したうえで、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任しております。

⑤ 役員の報酬等

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	56,464	45,600	—	10,864	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	8,400	8,400	—	—	—	1
社外役員	4,800	4,800	—	—	—	3

(注) 1. 上記賞与の額は、当事業年度の役員賞与引当金繰入額(5,475千円)が含まれております。

2. 上記報酬等額のほか、退任監査役1名に対して500千円支給しております。

b. 発行者の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬限度額については、令和元年6月27日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とし、その配分方法は取締役会一任とする旨決議されております。また、監査役の報酬限度額については、平成28年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内とする旨決議されております。

⑥ 株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 3銘柄
貸借対照表計上額の合計 18,578千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株) 紀陽銀行	10,000	15,960	関係強化のための政策投資
(株) 農業総合研究所	5,000	1,370	関係強化のための政策投資
アイ・ケイ・ケイ (株)	2,000	1,248	関係強化のための政策投資

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社は取締役を7名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役及び監査役の選任の決議要件の内容

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 中間配当

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年9月末日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨及び責任限定について定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件の内容

当社は会社法第309条第2項の定めによる決議は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とすることとしております。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	22,000	—
連結子会社	—	—
計	22,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社のうち海外子会社2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬として7,354千円を支払っております。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加するなど、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	484,801	560,739
受取手形及び売掛金	309,976	368,319
電子記録債権	55,798	25,512
製品	51,110	60,093
仕掛品	107,156	63,591
原材料及び貯蔵品	62,274	59,086
その他	22,207	23,274
流動資産合計	1,093,326	1,160,616
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	771,174	782,357
減価償却累計額	△671,798	△682,946
建物及び構築物（純額）	99,375	99,411
機械装置及び運搬具	707,075	880,404
減価償却累計額	△437,513	△502,296
機械装置及び運搬具（純額）	※1 269,561	※1 378,108
土地	16,601	16,601
建設仮勘定	510	29,643
その他	199,242	262,158
減価償却累計額	△161,467	△192,503
その他（純額）	37,774	69,655
有形固定資産合計	423,822	593,419
無形固定資産	791	7,493
投資その他の資産		
投資有価証券	21,824	18,578
差入保証金	10,458	15,371
繰延税金資産	14,915	21,884
その他	20,621	69,891
投資その他の資産合計	67,819	125,725
固定資産合計	492,434	726,638
資産合計	1,585,760	1,887,254

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	140,391	126,758
短期借入金	356,830	392,800
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	117,244	209,398
未払金	107,941	108,448
未払法人税等	22,064	5,503
賞与引当金	14,674	14,539
役員賞与引当金	4,906	5,475
その他	12,866	21,514
流動負債合計	786,919	894,436
固定負債		
社債	20,000	10,000
長期借入金	337,541	128,143
退職給付に係る負債	19,477	28,562
その他	13,966	—
固定負債合計	390,986	166,706
負債合計	1,177,905	1,061,143
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,587	195,062
資本剰余金	—	124,475
利益剰余金	315,957	475,502
株主資本合計	386,544	795,039
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△245	△1,520
為替換算調整勘定	21,556	32,591
その他の包括利益累計額合計	21,310	31,071
純資産合計	407,855	826,111
負債純資産合計	1,585,760	1,887,254

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 至	平成30年4月1日 平成31年3月31日)	(自 至	平成31年4月1日 令和2年3月31日)
売上高		2,403,164		2,446,387
売上原価		※1 1,754,380		※1 1,724,875
売上総利益		648,784		721,512
販売費及び一般管理費		※2 462,930		※2 535,441
営業利益		185,853		186,071
営業外収益				
受取利息		2,366		750
受取配当金		378		374
補助金収入		10,000		3,198
為替差益		12,803		9,641
違約金収入		—		2,468
その他		2,046		4,946
営業外収益合計		27,594		21,379
営業外費用				
支払利息		13,912		17,320
その他		1,138		1,867
営業外費用合計		15,051		19,188
経常利益		198,397		188,262
特別利益				
固定資産売却益		※3 665		—
特別利益合計		665		—
特別損失				
固定資産除却損		※4 1,495		※4 1,971
投資有価証券評価損		—		1,430
減損損失		—		※5 781
特別損失合計		1,495		4,184
税金等調整前当期純利益		197,567		184,077
法人税、住民税及び事業税		40,602		30,056
法人税等調整額		1,243		△5,523
法人税等合計		41,845		24,532
当期純利益		155,722		159,545
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益		155,722		159,545

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益	155,722	159,545
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,112	△1,274
為替換算調整勘定	△4,814	11,035
その他の包括利益合計	※1, ※2 △3,701	※1, ※2 9,761
包括利益	152,020	169,306
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	152,020	169,306
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	205,020	191,468	△165,666	230,822
当期変動額				
減資	△134,432	134,432	—	—
欠損填補	—	△325,900	325,900	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	155,722	155,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	△134,432	△191,468	481,623	155,722
当期末残高	70,587	—	315,957	386,544

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△1,358	26,370	25,012	255,834
当期変動額				
減資	—	—	—	—
欠損填補	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	155,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,112	△4,814	△3,701	△3,701
当期変動額合計	1,112	△4,814	△3,701	152,020
当期末残高	△245	21,556	21,310	407,855

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	70,587	—	315,957	386,544
当期変動額				
新株の発行	124,475	124,475	—	248,950
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	159,545	159,545
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	124,475	124,475	159,545	408,495
当期末残高	195,062	124,475	475,502	795,039

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△245	21,556	21,310	407,855
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	248,950
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	159,545
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,274	11,035	9,761	9,761
当期変動額合計	△1,274	11,035	9,761	418,256
当期末残高	△1,520	32,591	31,071	826,111

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益	197,567		184,077	
減価償却費	80,651		103,929	
減損損失	—		781	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,245		△135	
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,570		569	
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	5,328		8,090	
受取利息及び受取配当金	△2,744		△1,124	
支払利息	13,912		17,320	
為替差損益 (△は益)	△1,645		△5,491	
補助金収入	△10,000		△1,499	
投資有価証券評価損	—		1,430	
固定資産売却益	△665		—	
固定資産除却損	1,495		1,971	
売上債権の増減額 (△は増加)	△52,340		△25,706	
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△31,426		41,548	
仕入債務の増減額 (△は減少)	44,841		△24,314	
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△9,450		804	
その他	△85,050		△10,763	
小計	149,797		291,488	
利息及び配当金の受取額	3,400		1,124	
利息の支払額	△13,510		△17,327	
法人税等の支払額	△34,520		△35,801	
営業活動によるキャッシュ・フロー	105,167		239,485	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	△63,667		△264,072	
有形固定資産の売却による収入	2,210		—	
無形固定資産の取得による支出	—		△6,725	
補助金の受取額	10,000		1,499	
保険積立金の積立による支出	△979		△53,436	
その他	1,485		409	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,951		△322,324	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (△は減少)	254,830		29,040	
長期借入金の返済による支出	△260,930		△117,244	
社債の償還による支出	△10,000		△10,000	
株式の発行による収入	—		248,950	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,100		150,745	
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,030		8,031	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	42,146		75,937	
現金及び現金同等物の期首残高	442,655		484,801	
現金及び現金同等物の期末残高	※ 484,801		※ 560,739	

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社3社すべてを連結しております。

連結子会社の名称

三輝特殊技研(香港)有限公司

深圳市參輝精密五金有限公司

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、連結決算日との差異が3ヵ月を超えない子会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。なお、決算日の翌日から連結決算日まで生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

a. 製品、仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

b. 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社は、主として定率法、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。ただし、当社は、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～13年

ロ 無形固定資産

主として定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が平成15年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解 (注1-2) の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「保険積立金の積立による支出」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映するため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた505千円は、「保険積立金の積立による支出」△979千円、「その他」1,485千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社グループにおいては、当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、令和3年3月期の上半期まで需要が落ち込み、下半期から徐々に回復するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
機械装置及び運搬具	688千円	688千円

2 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行（前連結会計年度は1行）と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
当座貸越極度額の総額	50,000千円	150,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	50,000	150,000

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
売上原価	14,067千円	10,008千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
役員報酬	54,600千円	59,300千円
給料及び手当	160,800	166,901
賞与引当金繰入額	6,197	7,107
役員賞与引当金繰入額	4,906	5,475
退職給付費用	2,901	3,639

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
機械装置及び運搬具	665千円	－千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物及び構築物	299千円	－千円
機械装置及び運搬具	1,195	1,234
工具器具備品	－	737

※5 減損損失

前連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
大阪工場(大阪府八尾市)	遊休資産	建物及び構築物
大阪工場(大阪府八尾市)	遊休資産	機械装置及び運搬具
静岡工場(静岡県伊豆市)	遊休資産	建物及び構築物
静岡工場(静岡県伊豆市)	遊休資産	機械装置及び運搬具

当社グループは、原則として、事業用資産については事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(781千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物501千円、機械装置及び運搬具280千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については固定資産税評価額により評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,582千円	△1,815千円
組替調整額	—	—
計	1,582	△1,815
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△4,814	11,035
計	△4,814	11,035
税効果調整前合計	△3,232	9,220
税効果額	△469	540
その他の包括利益合計	△3,701	9,761

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	1,582千円	△1,815千円
税効果額	△469	540
税効果調整後	1,112	△1,274
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	△4,814	11,035
税効果額	—	—
税効果調整後	△4,814	11,035
その他の包括利益合計		
税効果調整前	△3,232	9,220
税効果額	△469	540
税効果調整後	△3,701	9,761

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,618	754,182	—	761,800
合計	7,618	754,182	—	761,800
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注)平成30年8月10日開催の取締役会決議により、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は754,182株増加し、761,800株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	761,800	76,600	—	838,400
合計	761,800	76,600	—	838,400
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 令和元年5月20日開催の取締役会において、ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行を決議し、令和元年6月25日に払込が完了いたしました。これにより、当連結会計年度末現在の発行済株式総数は76,600株増加し、838,400株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,576	15	令和2年3月31日	令和2年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
現金及び預金勘定	484,801千円	560,739千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	484,801	560,739

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等を行うために必要な資金を銀行等からの借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則1ヵ月以内の支払期日であります。借入及び社債の発行は、主に設備投資及び借換に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年4ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社グループは、営業債権については、管理本部経理課が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延の恐れのある時は、各拠点と連絡を取り、速やかに適切な措置を講じております。

② 市場リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当社グループは、社内の各部署からの情報に基づき、経営企画課が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成31年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	484,801	484,401	—
(2) 受取手形及び売掛金	309,976	309,976	—
(3) 電子記録債権	55,798	55,798	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	21,824	21,824	—
資産計	872,400	872,400	—
(1) 買掛金	140,391	140,391	—
(2) 未払金	107,941	107,941	—
(3) 短期借入金	356,830	356,830	—
(4) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	30,000	29,820	△179
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金を含む)	454,786	450,741	△4,044
負債計	1,089,949	1,085,724	△4,224

当連結会計年度（令和2年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	560,739	560,739	—
(2) 受取手形及び売掛金	368,319	368,319	—
(3) 電子記録債権	25,512	25,512	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	18,578	18,578	—
資産計	973,148	973,148	—
(1) 買掛金	126,758	126,758	—
(2) 未払金	108,448	108,448	—
(3) 短期借入金	392,800	392,800	—
(4) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	20,000	19,924	△75
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金を含む)	337,541	342,658	5,116
負債計	985,548	990,589	5,041

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、その他有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）、(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価を算定しているもののうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成31年3月31日）

	1年以内 (千円)
現金及び預金	484,801
受取手形及び売掛金	309,976
電子記録債権	55,798
合計	850,576

当連結会計年度（令和2年3月31日）

	1年以内 (千円)
現金及び預金	560,739
受取手形及び売掛金	368,319
電子記録債権	25,512
合計	954,570

3. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成31年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	356,830	—	—	—	—	—
社債	10,000	10,000	10,000	—	—	—
長期借入金	117,244	109,398	199,648	24,075	4,420	—
合計	484,074	119,398	209,648	24,075	4,420	—

当連結会計年度（令和2年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	392,800	—	—	—	—	—
社債	10,000	10,000	—	—	—	—
長期借入金	209,398	99,668	24,055	4,420	—	—
合計	612,198	109,668	24,055	4,420	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成31年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,850	2,800	2,049
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,850	2,800	2,049
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	16,974	19,398	△2,424
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	16,974	19,398	△2,424
合計		21,824	22,199	△375

当連結会計年度 (令和2年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	18,578	20,768	△2,190
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	18,578	20,768	△2,190
合計		18,578	20,768	△2,190

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について1,430千円（その他有価証券の株式1,430千円）減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループの退職給付制度は、社内規程に基づき、退職時までの勤続年数や給与等に基づき算定された退職金を社内資金から支払うことになっております。また、当社及び一部の連結子会社が有する退職給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、当社は、平成30年1月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行いたしました。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	14,149千円	19,477千円
退職給付費用	6,365	8,337
退職給付の支払額	△923	△247
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—	—
為替換算差額	△113	994
退職給付に係る負債の期末残高	19,477	28,562

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	19,477千円	28,562千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,477	28,562
退職給付に係る負債	19,477	28,562
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,477	28,562

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 6,365千円 当連結会計年度 8,337千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,023千円、当連結会計年度2,696千円であります。

4. その他の事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度へ的一部移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は10,234千円であり、4年間で移換する予定です。なお、当連結会計年度末時点の未移換額1,581千円は、未払金に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 56,000株
付与日	平成28年4月1日
権利確定条件	当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年4月2日から 令和8年4月1日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年9月5日付で株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(令和2年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成28年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	51,000
付与	—
失効	—
権利確定	51,000
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	51,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	51,000

(注) 平成30年9月5日付で株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		平成28年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,800
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 平成30年9月5日付で株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	73,695千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,075千円	4,451千円
役員賞与引当金	1,696	1,676
未払金	2,252	1,349
退職給付に係る負債	4,943	6,691
棚卸資産	3,425	2,464
税務上の繰越欠損金(注)2	55,631	37,052
その他有価証券評価差額金	130	670
その他	2,084	4,379
繰延税金資産小計	75,240	58,736
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△46,792	△19,955
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,997	△5,360
評価性引当額小計(注)1	△50,789	△25,315
繰延税金資産合計	24,450	33,420
繰延税金負債		
海外子会社の留保利益	△6,191	△9,168
圧縮記帳積立金	△3,343	△2,367
繰延税金負債合計	△9,535	△11,536
繰延税金資産の純額	14,915	21,884

(注) 1. 評価性引当額が25,473千円減少しております。この減少の主な内容は、連結子会社SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDにおいて、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額26,837千円が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(令和2年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	21,539	—	15,512	37,052
評価性引当額	△4,442	—	△15,512	△19,955
繰延税金資産	17,097	—	—	(※2)17,097

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金37,052千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産17,097千円を計上しております。当該繰延税金資産17,097千円は、連結子会社SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDにおける税務上の繰越欠損金の残高37,052千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
法定実効税率	35.4%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.9
住民税均等割	0.2	0.4
海外子会社税率差異	△5.4	△13.1
留保金課税	1.1	1.5
繰越欠損金の増減	3.4	—
評価性引当額の増減	△13.6	△13.7
修正申告による影響額	—	4.3
税率変更による差異	—	0.7
その他	△0.7	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.2	13.3

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、金属部品鋳造及び加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	タイ	合計
1,700,339	311,661	391,164	2,403,164

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。なお、中国には香港を含んでおります。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	タイ	合計
156,408	29,142	238,271	423,822

(注) 中国には香港を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
CBC (株)	826,606	金属部品鋳造及び加工事業
甲信工業 (株)	611,502	金属部品鋳造及び加工事業

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	タイ	合計
1,480,852	278,521	687,013	2,446,387

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。なお、中国には香港を含んでおります。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	タイ	合計
156,371	82,421	354,627	593,419

(注) 中国には香港を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
CBC(株)	999,305	金属部品鑄造及び加工事業
甲信工業(株)	596,199	金属部品鑄造及び加工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

単一セグメントであるため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失についての記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	535円38銭	985円34銭
1株当たり当期純利益	204円41銭	194円47銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	189円23銭

- (注) 1. 当社は令和元年6月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、前連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	155,722	159,545
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	155,722	159,545
普通株式の期中平均株式数(株)	761,800	820,401
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	22,719
(うち新株予約権(株))	—	22,719
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数510個)。これらの詳細は、「第5 発行者の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

(重要な後発事象)

国際協力銀行及び紀陽銀行とのタイ・パーツ建て借入契約の締結

当社グループは、株式会社国際協力銀行(総裁:前田匡史)と株式会社紀陽銀行(頭取:松岡靖之)の協調融資により、協調融資総額 55,000千タイ・パーツ相当の借入契約を締結いたしました。

1. 概要

当社連結子会社である SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED (以下、SETという。)は株式会社国際協力銀行との間で、融資金額 38,500千タイ・パーツを限度とする借入契約を締結しました。本融資は株式会社国際協力銀行の「成長投資ファシリティ/海外展開支援ウインドウ」のもとで、株式会社紀陽銀行との協調融資により実施されるもので、協調融資総額は 55,000千タイ・パーツ相当となります。

- (1) 借入金額 : 55,000千タイ・パーツ
(約 181百万円、1タイ・パーツ=3.30円で算定)
なお 55,000千タイ・パーツのうち16,500千タイ・パーツは当社が株式会社紀陽銀行から借入、SETに貸し付けるものであります。
- (2) 利率 : 基準金利+スプレッド
- (3) 借入実行日 : 令和2年5月15日
- (4) 借入期間 : 10年以内

2. 借入理由

令和元年8月26日公表のS E Tにおける設備投資に充当及びこれに関連する追加の設備投資(検査測定器など)に対応するものであります。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、世界的に景気の先行不透明感が強いなかではあります
が、当社グループの主力製品であるマグネシウムダイカスト製品については、様々な分野で部品採用に一層の広
がりが見られており、主力工場でありますS E Tの生産能力向上を予定通り進めてまいります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社STG	第1回無担保社債	平成28年12月22日	30,000 (10,000)	20,000 (10,000)	0.3	なし	令和3年12月22日
合計	—	—	30,000 (10,000)	20,000 (10,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	10,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	356,830	392,800	2.9	—
1年以内に返済予定の長期借入金	117,244	209,398	2.6	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	337,541	128,143	0.5	令和3年～令和5年
合計	811,616	730,341	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	99,668	24,055	4,420	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	603,508	1,194,599	1,814,190	2,446,387
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円)	38,309	74,829	136,282	184,077
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	32,383	52,531	118,127	159,545
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	42.28	65.47	145.04	194.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	42.28	24.03	78.24	49.40

第7【外国為替相場の推移】

記載を省略しております。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月末日 毎年3月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.stgroup.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

株式会社 S T G

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

栗原 裕幸 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中尾 志都 

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S T Gの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S T G及び連結子会社の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上